



2022年4月19日

各 位

会 社 名 い ち ご 株 式 会 社 代表 者 代表執行役会長 スコット キャロン (コード番号 2337 東証プライム) 問合せ先 上席執行役財務本部長 坂松 孝紀 (電話番号 03-3502-4818) www.ichigo.gr.jp

## 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 5 月 29 日開催予定の当社定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入さ れることとなることから、規定の変更を行うものです。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開	
示とみなし提供)	
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、	(削除)
株主総会参考書類、事業報告、計算	
書類及び連結計算書類に記載又は	
表示をすべき事項に係る情報を、	
<u> 法務省令に定めるところに従いイ</u>	
<u>ンターネットを利用する方法で開</u>	
示することにより、株主に対して	
提供したものとみなすことができ	
<u>3.</u>	

現行定款	変更案
	(電子提供措置等)
(新設)	〒14条 当会社は、株主総会の招集に際
	し、株主総会参考書類等の内容で
	ある情報について電子提供措置を
	 とる。
	- 項のうち法務省令で定めるものの
	全部又は一部について、議決権の
	基準日までに書面交付請求をした
	株主に対して交付する書面に記載
	することを要しないものとする。
第9章 附則	第9章 附則
	_(株主総会資料の電子提供に関する経過措
	置)_
(新設)	第44条 定款第14条(株主総会参考書類
	等のインターネット開示とみなし
	提供)の削除及び定款第 14 条
	(電子提供措置等)の新設は、
	2022 年 9 月 1 日から効力を生ずる
	<u>ものとする。</u>
	2 前項の規定にかかわらず、2022 年
	9月1日から6か月以内の日を株
	主総会の日とする株主総会につい
	ては、定款第14条(株主総会参
	<u>考書類等のインターネット開示と</u>
	みなし提供)は、なお効力を有す
	<u>る。</u>
	3 本条の規定は、2022年9月1日か
	ら6か月を経過した日又は前項の
	株主総会の日から3か月を経過し
	た日のいずれか遅い日後にこれを
	削除する。_

## 3. 日程

(1) 取締役会決議日
(2) 定時株主総会決議日
(3) 効力発生日
2022年4月19日(本日)
2022年5月29日(予定)
2022年9月1日(予定)

以 上